

プロジェクト

項目 第1回 SSBJ 設立準備委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第1回SSBJ設立準備委員会（2022年2月3日開催）において聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

適正手続に関する内規案（審議資料(1)関連）

2. 国際的な意見発信に係る適正手続に関する内規案第2条については、IFRS財団、ISSB、IASB以外のプロセス・フォーラム（TCFD、TNFDなど）から提案が出された際にもプロアクティブに対応できる柔軟性や余地があることが読める記載としたほうが良い。
3. TWRGによるプロトタイプは、TCFDやGHGプロトコルといった外部の枠組みや基準に依拠している部分があるため、検討を進めるにあたっては、そうした外部の動向も踏まえる必要がある。

ISSB及びSSBJ、TWRGのプロトタイプの概要（審議資料(2)関連）

（全般的要求事項：「企業価値」の考え方の整理）

4. 「企業価値報告（enterprise value reporting）」における企業価値の概念や考え方は明らかにされているのか。
5. SSBJとしての企業価値の概念や考え方を、いま決めておいたほうが良いのではないのか。

（全般的要求事項：概念の検討の進め方）

6. TRWGの成果物（全8項目）で対応中の項目のうち「概念のガイドライン」、「基準の構造」は、基準開発を進めていく上で非常に重要であると認識しているが、この点、今後どのように検討を進めていくのか教えて欲しい。

(全般的要求事項：「重要性 (materiality)」の定義や考え方の整理など)

7. 非財務報告における重要性 (materiality) の判断は、財務報告とは異なる点には留意が必要である。すなわち、非財務報告は、財務報告よりも長期的な将来情報が混在するため、定性的な内容が多分に含まれ、誰が、どのように判断するのかが複雑になる可能性がある。また、監査人との調整において、どこまで保証を求めるか、裏を返せば、どこまで開示するかという論点もある。今後、情報の信頼性の確保と開示する情報については、一体として議論されるべきである。
8. サステナビリティに関する日本基準は、日本の産業競争力を担保していくべきものであると考える。日本の立ち位置は、グリーンか否かというタクソノミの議論を中心とする欧州とは異なると認識しており、将来、日本基準を脱炭素へのトランジションの推進に資するものにするためには、日本固有の事情も踏まえ、事業会社、ファイナンスサイドの双方の利害関係者が共通認識を持って検討を進めていくべきである。併せて、こうした日本のスタンスは、IFRS財団にも説明していく必要がある。また、TRWGによるプロトタイプについては、詳細な要求事項は多く設定されているものの、重要性 (materiality) の定義は必ずしも明確ではないため、報告企業において対応が困難又は対応したとしても形式的な開示にとどまる懸念がある。利用されない情報の開示は、報告企業の効率的な業務を阻害する要因にもなるため、投資判断に必要な重要な開示項目について、報告企業と利用者（投資家及び金融機関）の双方が対話を重ねていく必要がある。今後、少しでも早く開示企業の裾野を広げるためにも、重要性 (materiality) の定義を明確にしたうえで、開示義務項目のさらなる絞り込みやそれ以外の項目の任意開示の可能性などを提案していくべきではないか。
9. TRWGによるプロトタイプの特徴は、開示要求を多く設定し、「shall」という形で強く求めつつ、重要性 (materiality) で報告企業による選択・絞り込みを認めている点であるが、この重要性については、明確なガイドがなく自主的な判断に委ねられている。重要性の定義はIFRS財団のアプローチに合わせることでなっているが、これはIASBによる「経営者による説明」のIFRS実務記述書の公開草案で提案されているアプローチとは異なる。サステナビリティの領域は、評価軸や財務的な影響がさまざまであり、企業にすべてを委ねると判断が各企業でバラバラとなる可能性もあるため、可能であれば今回プロトタイプで採用しているアプローチと、「経営者による説明」のIFRS実務記述書を含む他の枠組みの中で工夫されてきたアプローチとの差異を特定してもらえると、議論の参考になる。具体的には重要性に関するガイ

ドや特定に関する方針やプロセスの説明などがポイントとなる。

10. 我が国のあるべきサステナビリティ基準を考える上で、国際的なサステナビリティ基準における重要性（materiality）の考え方は重要な論点であると考えます。これは、重要性の考え方によって基準のベースラインのレベル感が変わってくるためです。また、国際的な基準との整合性が担保されることが望ましいとの考え方の中で日本基準を開発していくのであれば、我が国のあるべき基準を見据えながら議論を行い、国際的な意見発信をしていく必要がある。

（気候関連開示：スコープ3、産業別の開示など）

11. スコープ3の開示については、投資家にとって非常に重要であるが、作成者の対応コストもある中で、一律「shall」という形で強く求めて良いのかとの意見があると認識しており、開示できない場合の取扱い等も併せて議論する必要があります。
12. 産業別開示については、産業区分のあり方、1社が複数のビジネスを営む場合の取扱い、気候変動に直接関係しない事項を入れることの適否なども論点になると考えます。
13. 「戦略」における中長期的なキャッシュ・フローへの影響に関する記載については、日本の特性や産業構造を考慮した形にしていくためにも、将来、基準を日本に持ち込んだ際に、現在対応を進めている我が国の温暖化対策等の制約にならぬよう、もう少し柔軟性のあるものにしたほうが良いと考える。
14. 開示基準が整備されていない中で他の基準を参照するのはやむを得ないが、それぞれの基準のレベル感、開示の適切性、信頼性等はしっかり確認すべきである。そのうえで、サステナビリティ基準が一貫して整合性のあるものとなるとの観点から、基準に取り入れるべきものとそうでないものを峻別する必要がある。

（基準の構造：基準間の重複（参照）の検討など）

15. 全般的な要求事項と気候関連開示の間で、特にガバナンス及びリスクに関し重複が見られる。今後、水、土地利用、生物多様性など気候変動に直接的に関係しないが間接的には関係する論点に入ってくる時に、こうした基準の重複は検討課題となる可能性がある。また、GHGプロトコルやTCFDといった他の基準への参照をどこまで認めていくか、そこに何らかのガバナンスを求めていくかという点も検討課題になり得る。

16. 基準の中で重複している箇所について、明確化や整理が必要である。

(その他：IFRS財団以外の動向の把握など)

17. 重要性 (materiality) の判断や段階的な開示の必要性といった論点は、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」においても議論されていると認識している。今後のSSBJによる対外的な発信は、こうした議論の方向性も把握したうえでやっていくとの理解でよいか。また、今後の議論の進め方に関し、国際基準、国内基準のいずれに関しても一旦は論点出しする機会はあるのか、どのくらいの粒度での議論を想定しているのかという点を確認したい。
18. 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」で扱われている論点は、本委員会の論点とも重なる部分が多いため、何らかの形で共有してもらえるとありがたい。また、今後、サステナビリティという観点から、気候変動以外への基準の拡張性も見据えた議論が必要になると考えており、TNFDなど他の関連するフォーラムの状況等についてもインプットをお願いしたい。

以 上